

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起と同日が休日は、翌日付)

鳥取県告示第百九十八号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第五条の三第一項の規定に基づき、農用地利用増進規程の認可をしたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

◇告示

目次

- 農用地利用増進規程の認可
- 農用地利用増進規程の変更の認可
- 肥料の分析検査の結果の概要
- 保安林の指定
- 指定施業要件の変更予定の保安林
- 土地改良法による換地計画の適否の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可（四件）
- 土地改良事業計画の変更の認可
- 土地改良事業計画の変更の認可
- 土地改良事業計画の変更の認可
- 土地改良事業計画の完了（二件）
- 林業改良指導員資格試験の合格者

告示

認可に係る農用地利用増進規程	認可の年月日	農用地利用増進規程を備え置く市町村の事務所の所在地
米子市農用地利用増進規程	昭和五十四年二月二十三日	米子市中町
河原町農用地利用増進規程	"	八頭郡河原町大字渡一木
用瀬町農用地利用増進規程	"	八頭郡用瀬町大字用瀬
佐治村農用地利用増進規程	"	佐治村役場
羽合町農用地利用増進規程	"	八頭郡佐治村大字加瀬木
日吉津村農用地利用増進規程	"	東伯郡羽合町大字久留
大山町農用地利用増進規程	"	西伯郡日吉津村大字日吉津
中山町農用地利用増進規程	"	西伯郡中山町大字赤坂
江府町農用地利用増進規程	"	日野郡江府町大字江尾

- 三 保安林の所在場所
一 指定の目的
二 飛砂の防備
1 立木の伐採の方法

鳥取県告示第二百一号
昭和五十四年三月六日

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により次のように保安林の指定をする。

醸酵廃液乾燥複合肥料	消石灰	清和肥料工業株式会社
炭酸カルシウム肥料	副産石灰	貴島産業株式会社
鉱さいけい酸質肥料	日本耕土産業株式会社	日東肥料化学工業株式会社
副産塩基性苦土肥料	日本耕土産業株式会社	鐘淵化学工業株式会社
"	日本耕土産業株式会社	日本耕土産業株式会社
		中山石灰工業株式会社
		日本耕土産業株式会社
		有限会社坂出組
		日本の丸産業株式会社
		日本耕土産業株式会社
		日本耕土産業株式会社
		三三三三三三三三六
		○○○○○○○○○○○○○

- (一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)
鳥取県告示第二百二号
昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
氣高郡鹿野町大字水谷字鷺峰山、大字河内字鷺峰山、字本谷、字佐谷（以上四字国有林。次の図に示す部分に限る。）、字滑石、大字末用字露谷二二四三の一、字東山二二三五、字鷺峰山（以上二字及び二筆国有林）

- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をことができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2. 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」)は、省略し、その図面及び関係書類を

鳥取県農林部造林課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百三号

昭和五十四年一月二十五日付けで東伯郡東郷町旭一三番地舍人土地改良区から申請のあつた舍人地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 鴻

三

鳥取県告示第二百四号

昭和五十四年二月一日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良(松原地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 鴻

三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年三月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百五号

西伯町から申請のあつた町営土地改良（西地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百六号

西伯町から申請のあつた町営土地改良（口絹屋地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百八号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良（重山地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良（来日地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月一日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

溝口町から申請のあつた町営土地改良（父原地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月一日認可する。

昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき、末恒団地第一土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

七 公告の方法

鳥取市東町一丁目二七一番地
鳥取県住宅供給公社掲示板に掲示する。

八 変更認可の年月日

昭和五十四年三月一日

鳥取県告示第二百十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年三月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

事業年度

変更前	昭和四十七年度から昭和五十三年度まで

五 施行認可の年月日	昭和四十七年十月二十七日から昭和五十四年三月三十一日まで
四 施行地区	
第三工区	
一 開発許可の年月日及び番号	
二 開発区域に含まれる地域の名称	
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名	

五 施行認可の年月日	昭和五十三年三月十七日
四 施行地区	
第三工区	
一 開発許可の年月日及び番号	
二 開発区域に含まれる地域の名称	
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名	

誠

鳥取県知事第1151-1号

次の開発行為に關する工事が既に終ったので、総括査定書(留保印付)第1151号
法律第50号)第三十六条第三項の規定による旨を知らせる。

昭和54年3月6日

鳥取県知事 平林鴻三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年十一月一日 鳥取県指令改都計第1151号

二 開發区域に命ぜられる地域の名称

米子市富益町新開地

三 開發許可を受けた者の住所及び氏名

米子市灘町川上田11番地 初脇11號

公 告

昭和54年2月9日に実施した林業改良指導員資格試験に合格した者は、
次のとおりである。

昭和54年3月6日

鳥取県知事 平林鴻三

宇室己喜男	近藤 正俊	乙黒 真一	吉野 孝司	高橋 研二
川村 晃	小谷 俊幸	飛田 正治	小倉 光貴	片岡 好章
山本 知治	熊田 安亮	塙田 淳一	金山 信義	竹田 文雄
大西 良幸	森田 章文	矢部 元寛	三浦 由洋	